

# 処遇改善加算への取り組み

当法人では、以下のように、福祉・介護職員処遇改善加算をもとに賃金改善を行っています。

## 基本給での改善

処遇改善加算のもととなった処遇改善補助金を受けた平成 21 年度から、基本給の昇給及び賞与の支給により、賃金改善を行なっています。

## 手当での改善

制度が一本化された令和 6 年 6 月より、毎月の手当として賃金改善を実施しています。

---

加算取得の要件となる職場環境等要件については以下の通りとなっています。

## 職場環境等要件

- **入職促進に向けた取組**
  - 法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
  - 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
  - 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
- **資質の向上やキャリアアップに向けた支援**
  - 働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸

引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

- 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
- **両立支援・多様な働き方の推進**
  - 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
  - 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
  - 有給休暇が取得しやすい環境の整備
  - 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
- **腰痛を含む心身の健康管理**
  - 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
  - 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- **生産性向上のための業務改善の取組**
  - 現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
  - 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供)等による役割分担の明確化
  - 5S 活動(業務管理の手法の 1 つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備

- 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- やりがい・働きがいの醸成
  - ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
  - 地域の児童・生徒や住民との交流の実施
  - 利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供

## 令和7年度 処遇改善手当所得状況

作業所えがお	加算Ⅰ
ヒュッゲおがわのもり	加算Ⅰ
ヒュッゲおがわのもり(地域密着型通所介護)	加算Ⅱ
グループホームスマイル(共同生活援助)	加算Ⅱ
グループホームスマイル(短期入所)	加算Ⅰ